

しょうがい

ひと

じんけん

そんちょう

障害のある人の人権を尊重し

けんみんみな

とも

かがや

県民皆が共にいきいきと輝く

と

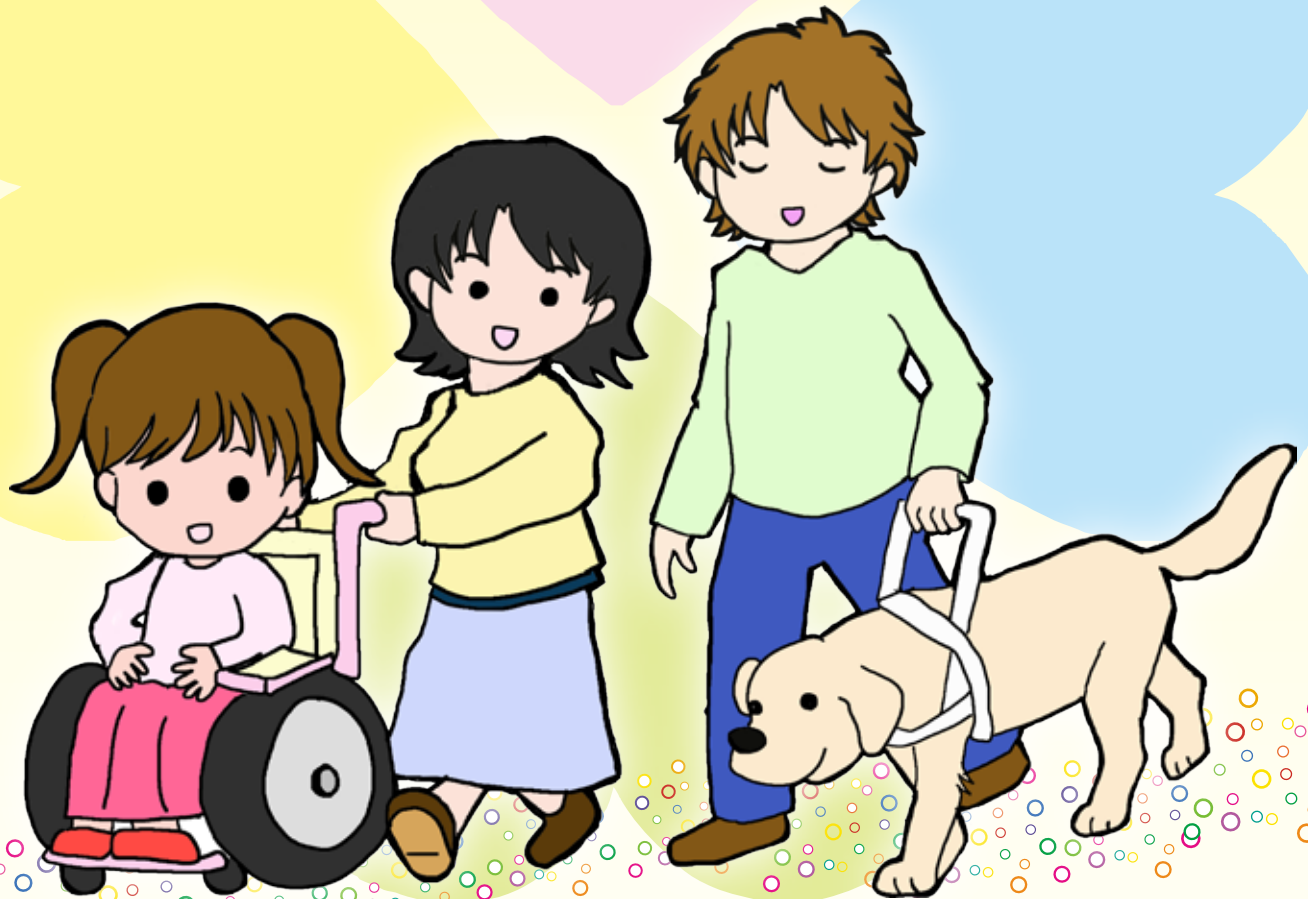
やま

けん

じょう

れい

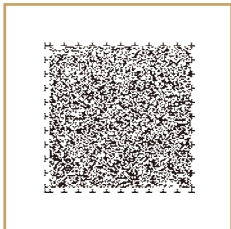
富山県づくり条例



この条例は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

(障害者差別解消法) とともに、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会をつくることを目的としています。

障害のある人もない人も県民みんながともにいきいきと輝く富山県づくりを進めましょう。





この条例で定められていること



しょうがい りゆう さべつ
障害を理由とする差別をしないこと



この条例を守るのは



しょうがい ひと ひと やくしょ かいしゃ みせ
 障害のある人・ない人、役所や会社、お店など、
 とやまけんない ひと
 富山県内にいる人 みんな



「障害のある人」とは



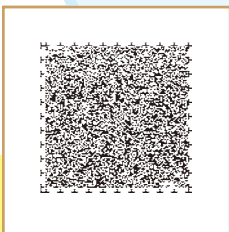
しんたい ちてき せいしん たからだ こころ
 身体、知的、精神、その他の体や心のはたらきに

しょうがい ひと しょうがい しゃかいてきしょうへき
 障害がある人で、その障害や社会的障壁によって、

まいにち せいかつ かつどう そうとう せいげん
 毎日の生活や活動に相当な制限をうけている

ひと
 すべての人のことをいいます

※ しょうがいしゃてちょう も ひと
 障害者手帳を持っている人のことではありません





「社会的障壁」とは



しょうがい ひと まいにち せいかつ そと かつ どう
 障害のある人が毎日の生活をしたり、外で活動したりするとき
 などに妨げ（バリア）となるものをいいます

① 通行や利用がしにくい施設や設備



だんさ
 段差があると、
 くるま の ひと すず
 車いすに乗った人が進め
 なくなる



むずか かんじ しよるい
 難しい漢字ばかりの書類
 りかい ひと
 では、理解しづらい人も
 いる



がぞう ほーむぺーじ
 画像ばかりのホームページ
 よ あ そふと つか
 では、読み上げソフトが使
 えない

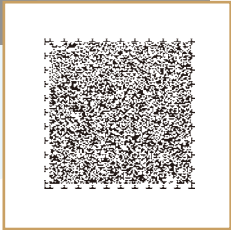
② 制限があり、利用しにくい仕組みやきまり

③ 障害のある人のことを考えていない慣習や文化

④ 障害や障害のある人への誤解や偏見



さまた ばりあ
 妨げ（バリア）となるものをなくすと…





しょうがい りゆう さべつ 「障害を理由とする差別」とは



しょうがい りゆう ふりえき とりあつか 1. 障害を理由とする不利益な取扱い

しょうがい ことわ じょうけん つ
障害があるというだけで、断ったり、条件を付けたりするなど、
しょうがい ひと べつ たいおう
障害のない人と別の対応をすることです

こうりてきはいりよ ふていきょう 2. 合理的配慮の不提供

こうりてきはいりよ 「合理的配慮」とは？



- しょうがい ひと てだす ひつよう い
障害のある人から「手助けが必要です」と言われたときに、
ふたん おも はんい てだす
負担が重すぎない範囲で手助けをすることです

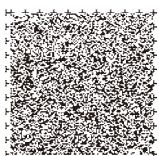
こうりてきはいりよ さべつ
「合理的配慮」をしないことが差別になります

てだす ひつよう つた 「手助けが必要です」はどうやって伝えるの？

- その人の伝えやすい方法で伝えます
こえ もじ しゅわ てんじ みぶ てぶ
〔声・文字・手話・点字・身振り手振りなど〕
- だれ か つた
誰かが代わりに伝えることもできます



くるま はくじょう つか ひと み
車いすや白杖などを使っている人を見かけたら、
てだす ひつよう じぶん こえ
どんな手助けが必要か、自分から声をかけましょう





「差別」かどうかの判断は

1. 「正当な理由」があれば、差別にはなりません

「正当な理由」ってどんな理由？



- 誰が見ても「そうするしかない」と思える理由です
- 「～かもしれない」など、あいまいな理由でないことです

2. 負担が重すぎるときは配慮できなくても差別にはなりません



負担が重すぎるかどうかは、どう判断するの？

- 配慮するための人手や費用の負担など、全体的に考えます

正当な理由があるか、負担が重すぎるかの判断は、配慮をお願いされたときの状況でわかります

★ いつなのか〔休日・平日、朝・昼・夜など〕

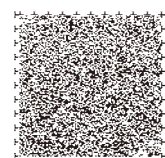
★ どんな場所なのか

〔建物の中・外、広い・狭い、人が多い・少ないなど〕

★ 障害の種類や程度、人手や費用の負担はどのくらいかなど



「正当な理由」があつて障害のない人と別の対応をするときや、「負担が重すぎて」配慮できないときは、説明して理解してもらうことが大切です





さ べつ

れい

「差別」と考えられる例



しょうがい ほんにん
障害のある本人ではなく、
つきそいの人と話しかける

とくべつ りゆう
特別な理由がないのに、
しんさつ ちりょう う
診察や治療を受けるための
つきそい ひつよう い
付き添いが必要だと言う

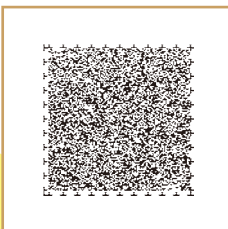


しょうがい りゆう
障害があることを理由に、
たてもの はい じかん りよう ばしょ
建物に入る時間や利用する場所を、
しょうがい ひと べつ
障害のない人と別にする

しょうがい りゆう
障害があることを理由に、
バス たくしー でんしゃ
バスやタクシー、電車に
の ことわ
乗ることを断る

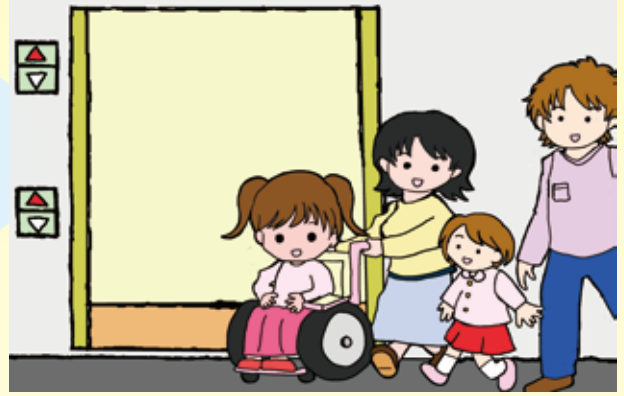


かじ お
「火事を起こすかもしれない」
しんぱい
と心配して、
あばーと か けいやく
アパートを貸す契約をしない



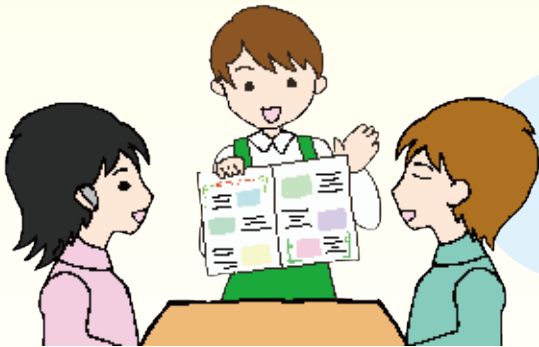
ごう り てき はい りよ かんが れい
「合理的配慮」と考えられる例

え れ べ - た - の
エレベーターに乗るとき、
くるま ひと さき の
車いすの人を先に乗せる



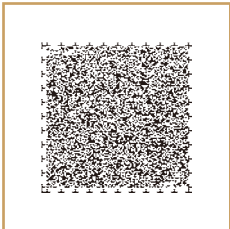
しょうがい じょうたい あ
障害の状態に合わせて、
ま ばしよ ま
待ちやすい場所で待ってもらい、
じゅんばん し
順番がきたら知らせる

かね わた
お金を渡すときに、
かね しゅるい べつ ちよくせつて わた
お金の種類別に直接手で渡す



てんじ め に ゆ - ようい
点字メニューを用意したり、
め に ゆ - わ
メニューを分かりやすく
せつめい
説明したりする

さいがい ひ なん
災害で避難するための
じょうほう つた
情報を伝えるときに、
しょうがい じょうたい あ ほうほう
障害の状態に合わせた方法で
し
知らせる





そう だん まど ぐち

相談窓口



こま

困ったとき、わからないときに

だれ

そう だん

そう だん まど ぐち

誰でも相談できる相談窓口があります

ち
地

いき
域

そう
相

だん
談

いん
員

ち いき なか み ぢか そう だん やく かく し ちょう そん
地域の中の身近な相談役として各市町村にいて、
さ べつ そう だん う じょうほう ていきょう
差別についての相談を受けたり情報の提供をた
りします

こう いき せん もん
広域専門

そう
相

だん
談

いん
員

ち いき そう だん いん おな そう だん う じょうほう ていきょう
地域相談員と同じように相談を受け、情報を提供
しますが、より専門的に、差別についてのいろいろ
な相談ができます

こう いき せん もん そう だん いん そう だん まど ぐち 広域専門相談員 相談窓口

ば しょ とやまししんそうがわ ばん ごう
場 所 : 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

とやまけんしょうがいふくしか そうだんしつ とやまけんちょうほんかん かい
富山県 障害福祉課 相談室 (富山県庁本館1階)

うけつけじかん ごぜん じ ぶん ご こ じ どにち しゅくじつ ねまつねんし のぞ
受付時間 : 午前8時30分から午後5時まで (土日、祝日、年末年始は除きます)

でんわ ふあつくす
TEL : 076-444-3959 FAX : 076-444-3494

めーる
E-mail : ml-sabetsu-soudan@pref.toyama.lg.jp



じょうれい ほんぶん がいどらいん しょうがい かん じょうほう ほーむ べーじ らん
条例の本文やガイドライン、障害に関する情報はホームページをご覧ください

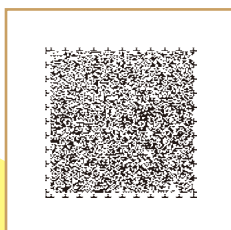
しょうがい ふくしか ほーむ べーじ
障害福祉課ホームページ :

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/kj00013327.html

けんこうか ほーむ べーじ
健康課ホームページ :

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1205

すまいりーたうん
スマイリータウンとやま : <http://smileytown-toyama.jp/>



◀ このマークは音声コード (Uni-Voice) です。スマートフォン (iOS/Android) 無料アプリ Uni-Voice をダウンロードしてご利用できます。Uni-Voice は全ての読取製品に対応しています。